

質 疑 回 答 書

1 件 名 桜井地区センター外 15 施設電力購入（単価契約）

2 場 所 桜井地区センター 越谷市大字下間久里 7 9 2 番地 1 外 15 施設

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力（KW）と使用の有無（使用する場合は使用量）もお教えてください。	A 1 : 大相模地区センター・公民館、出羽地区センター・公民館には、太陽光発電による自家発補給電力がございますが、契約は行っておりません。自家発補給電力の未使用月はなく、それぞれの年間使用電力量は、大相模地区センター・公民館が 13148.9kwh であり、出羽地区センター・公民館が 14178.15kwh となっております。
Q 2 : 各施設の 30 分毎の電力使用量を電子データ（Excel 形式）で頂くことは可能でしょうか。	A 2 : 30 分ごとの電力使用量データの統計は取っておりません。
Q 3 : 請求について、 ①供給施設毎に請求書を発行することはございますか。 ②また、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事ができません。ご了承いただけますか。 ③弊社の請求書は、翌月 15 日迄に到着とし、請求書受領後 30 日以内（翌々月 15 日迄）にお支払いとなります。ご了承いただけますか。	A 3 : ①供給施設ごとに請求書を発行することもございます。 ②了承いたします。 ③了承いたします。

Q 4 : 契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定している施設はありますか。

該当する施設がある場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たさないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されます。

現時点においては次回の入札結果はわからないため、今回の入札では1年以上弊社との契約が継続するものとして応札価格を算定させていただきますが、上記の事例となった場合は、後日料金を精算させていただくこととなりますのでご了承願います。

Q 5 : 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。

Q 6 : 弊社が落札した場合、計量日はこれまでどおり地区の検針日が基準となりますがよろしいでしょうか。

その場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での、請求書の分割は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあります。よろしいでしょうか。

Q 7 : 開札の結果により、供給する小売電気事業者が変更となる場合は、供給者変更（スイッチング）の申込手続きを小売電気事業者が行う必要があります。

一般送配電事業者の取り決めにより、スイッチングの申込期日が厳格に定められている

A 4 : 契約期間中に電力の契約に影響するような工事の予定はありません。

A 5 : 落札時には、契約書の内容について著しく不適当な場合に限り、協議させていただきます。契約書にない細目的事項につきましては、電力供給契約約款に基づき契約を締結することとなりますが、その内容について協議に応じることは可能です。

A 6 : 了承いたします。

A 7 : 速やかに対応いたします。

<p>ため、開札以降すみやかに、小売電気事業者宛に廃止申込および使用申込手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。</p>	
<p>Q 8 : 質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。</p>	<p>A 8 : 確認が必要な場合は、越谷市役所契約課までご連絡ください。</p>
<p>Q 9 : 入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。</p>	<p>A 9 : 変更や修正が生じた場合、逐次HPに掲載いたします。</p>
<p>Q 10 : 弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 10 : 軽微なものについては、メール等の協議も可能です。ただし、重要な事項の場合には、来庁していただくこともあります。</p>
<p>Q 11 : 見積金額内訳書は入札時の添付書類でしょうか。</p>	<p>A 11 : 見積金額内訳書は添付書類ではありません。</p>
<p>Q 12 : 仕様書には力率割引は考慮しないとございますが、見積金額内訳書のとおり力率割引を考慮しての算出でよろしいでしょうか。</p>	<p>A 12 : お見込みのとおりです。入札時に提出していただく内訳書の基本料金単価には、力率割引を考慮しない金額(0.85を掛けていない金額)を記載してください。こちらから送付させていただいた単価書に記載する値も同じです。一方、入札金額の総額については、基本料金算出時に「0.85」を掛けた値段を記載してください。</p>
<p>Q 13 : 契約期間中に建替えや増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>A 13 : A 4のとおりです。</p>
<p>Q 14 : 各月の請求における燃料費調整額</p>	<p>A 14 : 了承いたします。</p>

<p>は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。</p>	
<p>Q 1 5 : 現在の計量日を教えてください。</p>	<p>A 1 5、A 2 3 : 計量日につきましては、施設ごとの一覧表を別紙にて添付しておりますので、ご参照ください。</p>
<p>Q 1 6 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となる場合があります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承いただけますか。</p>	<p>A 1 6 : 了承いたします。</p>
<p>Q 1 7 : 「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。 ① 契約電力 (KW) を教えてください。 ② 使用月、未使用月とその使用電力量 (KWh)</p>	<p>A 1 7 : A 1 のとおりです。</p>
<p>Q 1 8 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけますか。</p>	<p>A 1 8 : 天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、協議に応じます。</p>
<p>Q 1 9 : 「中央市民会館」において、供給開始時に契約電力の変更を行う場合、現在の契約電力を教えてください。</p>	<p>A 1 9 : 供給開始時に契約電力の変更を行う予定はございません。また、「中央市民会館」の現在の契約電力は650KWです。</p>
<p>Q 2 0 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>A 2 0 : WEB請求書での請求は出来かねますので、紙の請求書としてください。</p>
<p>Q 2 1 : 検診結果は、請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております。その旨ご了承いただけますか。</p>	<p>A 2 1 : 了承いたします。</p>
<p>Q 2 2 : 落札後に契約約款について協議する</p>	<p>A 2 2 : 落札時には、契約書の内容について</p>

<p>ことは可能でしょうか。</p>	<p>て著しく不適當な場合に限り、協議させていただきます。契約書にない細目的事項につきましては、別添の電力供給契約約款に基づき契約を締結することとなりますが、その内容について協議に応じることは可能です。</p>
<p>Q 2 3 : 現在の計量日を教えてください。</p>	<p>A 2 3 : A 1 5 のとおりです。</p>
<p>Q 2 4 : 配布いただきました、電力供給契約約款（長期継続契約）第 9 条に「計量日は原則として毎月 1 日とすることを基準に、発注者と受注者とが協議して決定する。」とございますが、計量日は現在供給されている電力会社から変更できません。その為、料金の算定期間においては 1 日から月末ではなく、計量日から計量日の前日までとなる旨、ご了承ください。</p>	<p>A 2 4 : 了承いたします。</p>
<p>Q 2 5 : 弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割等）の適用ができませんが了承いただけますでしょうか。</p>	<p>A 2 5 : 了承いたします。</p>
<p>Q 2 6 : 入札書の単価書に記載する金額は小数点第何位まで記載するか教えてください。</p>	<p>A 2 6 : 小数点第 2 位までの数値としてください。</p>

施設別 計量日一覧表

施設名	現在の計量日
桜井地区センター	10
新方地区センター	10
増林地区センター	13
大袋地区センター	6
荻島地区センター	3
出羽地区センター	2
蒲生地区センター	17
大相模地区センター	13
南越谷地区センター	17
中央市民会館	2
北部市民会館	6
赤山交流館	2
大沢北交流館	8
南部交流館	18
大袋北交流館	8
桜井交流館	9